

保振社投 22 第 62 号
平成 22 年 5 月 12 日
株式会社 証券保管振替機構

「所得税法等の一部を改正する法律」の施行に伴う
「社債等に関する業務規程施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

債券に係る非居住者非課税制度の対象範囲拡大及び非課税適用手続の簡素化等を目的とする「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 6 号）が本年 6 月 1 日に施行されることに伴い、「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正する。

2 改正の概要

適格外国仲介業者である外国間接口座管理機関を通じて非居住者が保有している地方債の利子所得に加えて、新たに、短期社債等の償還差益及び地方債以外の一般債の利子所得等が非課税となることに伴い、所要の改正を行う。

3 施行日

平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

以 上